傍聴のルール

1　傍聴人の受付

（1）会議を傍聴しようとする者は、会議当日の午後１時から会議開始時間の１０分前までに教育委員会総務課において受付を済ませ、係員の指示に従い待機する。

（2）傍聴の希望者が傍聴人の定員を超える場合は、受付終了後に抽選により傍聴人を決定する。

2　傍聴人の定員

３人

3　傍聴席に入ることができない者

（1）凶器その他危険な物を持っている者

（2）異様な服装をし、若しくは身なりを乱し、又は酒気を帯びている者

（3）会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

4　傍聴人の守るべき事項

（1）みだりに傍聴席を離れないこと。

（2）飲食又は喫煙をしないこと。

（3）会議における言論に対し、批評を加え、又は可否を表明しないこと。

（4）騒ぎ立てないこと。

（5）携帯電話その他音を発する機器の電源を切ること。ただし、特に教育長の許可を受けた場合は、この限りでない。

（6）撮影、録音等をしないこと。ただし、特に教育長の許可を受けた場合は、この限りでない。

（7）教育長又は係員の指示に従うこと。

（8）その他議事を妨害するような行為をしないこと。

5　傍聴人の退場

（1）教育長は、傍聴人がこのルールに違反すると認めるときは、注意を与え、なお改めない傍聴人に対しては、退場を命じることができる。

（2）教育長は、会議の中途においても秘密会の宣告をし、傍聴人に退場を命じることができる。

（3）退場を命じられた傍聴人は、直ちに傍聴席から退場しなければならない。